

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項に規定に基づき、平成27年5月22日付飯塚市告示第189号にて告示した中央東団地自治公民館の代表者の氏名及び住所が変更になったので、同条第10項の規定により、これを告示する。

令和 8 年 7 月 9 日

飯塚市長 武 井 政 一

1 地縁による団体の名称及び所在地

名 称 中央東団地自治公民館
所在地 飯塚市鹿毛馬 1667 番地 72

2 代表者の氏名および住所

氏 名 田中 哲也
住 所 飯塚市鹿毛馬 1666 番地 10

3 変更があった事項及びその内容

氏 名 大塚 祐治 から 田中 哲也 へ変更
住 所 飯塚市鹿毛馬 1667 番地 64 から
飯塚市鹿毛馬 1666 番地 10 へ変更

4 変更の年月日

令和 8 年 3 月 29 日

5 変更の理由

中央東団地自治公民館の代表者変更のため